# 令和７年度第６回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和７年９月１１日（木）午後４時００分

２　場　　所　銚子市役所２階会議室

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請処理について

議案第３号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２４名）内農業委員出席１４名

| 議席番号 | 氏　名 | 議席番号 | 氏　名 | 議席番号 | 氏　名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 坂尾　清志 | 2 | 加瀬　明 | 3 | 欠　席 |
| 4 | 加瀬　芳枝 | 5 | 藤ヶ﨑　勘兵衛 | 6 | 信太　庄一郎 |
| 7 | 髙橋　律子 | 8 | 宮内　　弘 | 9 | 加瀬　佳二 |
| 10 | 山口　雅明 | 11 | 唐津　茂雄 | 12 | 山口　昭彦 |
| 13 | 木内　和夫 | 14 | 髙木　伸行 | 15 | 島﨑　　隆 |
| 16 | 欠　席 | 17 | 嶋田　正明 | 18 | 野口　英夫 |
| 19 | 向後　繁範 | 20 | 多田　秀一 | 21 | 関根　弘幸 |
| 22 | 鈴木　正明 | 23 | 石毛　清 | 24 | 宮内　春雄 |
| 25 | 早船　徳治 | 26 | 宮内　一郎 | | |

５　欠席者　　３番平津　清委員・１６番岩瀬　定雄委員

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智

主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

――――――　午後４時００分開会　――――――

議　長　　それではただいまより、令和７年度第６回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号３番平津　清委員・１６番岩瀬　定

雄の２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号１４番　　髙木　伸行委員

議席番号１５番　　島﨑　隆委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、柴崎町２丁目５９９番、登記簿地目田、現況田、地積１，０２１㎡外１筆合計地積２，０４１㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、柴崎町の信号を左折し県道を飯岡方面に向かい、旧信金グランドへ向かうように左折し、２０m進んだら左折し２００m先の左側外です。現在は、稲作がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のためです。譲渡人は、農業を廃業したためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働

力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、柴崎町３丁目１５２８番、登記簿地目畑、現況畑、地積１３５㎡外３筆合計地積１，１６５㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、柴崎町の信号を左折し県道を飯岡方面に向かい、旧信金グランドへ向かうように左折し、１００m進んだ左側外です。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のためです。譲渡人は、農業を廃業したためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の３

○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、柴崎町７丁目３１４７番、登記簿地目山林、現況畑、地積１，８４７㎡外４筆合計地積６，２３８㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、三崎町の信号を右折し広域農道に入り８００m右折し、２００m先の左側外です。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のためです。譲渡人は、農業を廃業したためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の４

○○委員　　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町

○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、柴崎町１丁目３９８番、登記簿地目田、現況畑、地積７２０㎡外２２筆合計地積１２，８８６㎡です。申請地は、一部農業振興地域外にあり、一部農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、柴崎町の信号を左折し県道を飯岡方面に向かいＪＲ成田線の踏切の手前を左折し、３００ｍ先の左側外です。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のためです。譲渡人は、農業を廃業したためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番と２番は関連がありますので一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１・２

○○委員　　それでは、順位１番と２番は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○県○○市株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○外１名です。申請の地番、地積は、諸持町２１番１、登記簿地目田、現況田、地積１，１６３㎡外２筆合計地積

| | |
|---|---|
| | １，６２８㎡です。申請の用途は、店舗用地です。申請地の場所は、国道３５６号線旧道豊里小学校から１ｋｍ先佐原川を渡り右折し、１００ｍ先のＪＲの線路沿いです。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第２種農地と判断します。転用計画につきましては、店舗１棟建築面積１，５８２．３６㎡です。工期としては、令和７年１１月１日から令和９年３月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雨水については、敷地内の中心付近に設けた砕石貯留し、敷地北側の最終ますから水路に排水します。汚水、雑排水は合併浄化槽から敷地北側の最終ますに排水し、最終的に水路に排水します。隣接農地の耕作者はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。 |
| 議　長 | 担当委員の説明が終わりました。<br>ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 |
| ○○委員 | 店舗用地とのことであるが、何を販売するのか。 |
| ○○委員 | ドラッグストアです。 |
| 議　長 | ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。<br>（なし） |
| 議　長 | ご意見等が無いようですので、採決いたします。<br>本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。<br>（挙手全員） |
| 議　長 | 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。<br>順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。<br>議案第２号の３ |
| ○○委員 | それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○○○株式会社内合同会社○○○○代表社員合同会社○○○○職務執行者○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、森戸町６０９番、登記簿地目田、現況田、地積９８５㎡ |

です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線旧道を東庄方面に向かい、森戸町よしなが動物病院のところを左折し３０m先の左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１４４枚・パワコン１０台を設置する予定で、工期としては令和７年１１月１日から令和７年１２月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　太陽光発電用地の申請であるが、発電した電気の売買価格はいくらか。

事務局　　申請書によると、ノンフイット売電市場価格１５円で算出しています。

○○委員　　ノンフイットとはなにか。

事務局　　電力自由化により、東京電力以外に販売することです。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」ですので、事務局に説明をお願いします。

議案第３号

事務局　　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご説明いたします。申請人である相続人は、○○町○○○○、被相続人は、同町同番地○○○○です。対象となる農地は、長塚町３丁目２６６番登記簿地目田、現況田、地積７０７㎡外１筆、合計地積１，５０６㎡であり、８月２２日付けで証明願が提出されました。

申請人は、専業で農業経営を行っており、申請農地を確認したところ、現在適正に耕作管理されており、今後も耕作する意思があると確認しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位４番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から４番についてご説明申し上げます。本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。設定者は、○○町○○○○外３名、被設定者は、○○町○○○○外３名。申請の地番・地積は、塚本町５９３番２登記簿地目畑、現況畑、地積６８７㎡外畑１５筆合計地積９，６７３㎡です。その内容ですが、順位１番から４番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、畑１６筆、合計地積は９，６７３㎡です。以上順位１番

から４番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の６ページから８ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第６回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後４時４０分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員